★打田町·★粉河町·★那賀町·★桃山町·★貴志川町

次世代に夢を託せるまちづくり●

那賀5町

合併協議会だより





『新市建設計画』ができました!!`

写真は新市建設計画の「概要版」です

「新市建設計画」は、新しい市を建設していくためのマスタープランとして、将来ビジョンや施策の方向性等を示し、合併後のまちづくりの基本的な指針とするものです。

目次

■ 第 8 回合併協議会 <mark>審議状況 2 P~ 6 P</mark>	■ 新市名称の『ア <mark>イデア賞』当選者8 P</mark>
■ 第7回新市の事務所の位置等 検討小委員会審議内容	■ 那賀 5 町合併協議会委員の変更8 P
■ 第 8 回新市建設計画策定 検討小委員会審議内容 7 P	■ 合併協議会開催のお知らせ8 P

編集・発行 / 那賀 5 町合併協議会 〒 649-6531 和歌山県那賀郡粉河町粉河 681 番地の 4 (食糧事務所粉河分室内) TEL. 0736-73-2020代表) FAX. 0736-73-2827 ホームページアドレス. http://www.naga5town.jp





第8回

合併協議会の審議状況

ました。 で第8回那賀5町合併協議会を開催し 10月28日、 桃山町保健福祉センター



から協議状況について報告されました。 選任について、また各小委員会委員長 事務局から委員の変更、監査委員の

報告第28号

委員の変更について

報告第29号

監査委員の選任について

報告第30号

での協議結果報告について 新市の事務所の位置等検討小委員会

報告第31号

新市建設計画策定検討小委員会での

協議結果報告につい

ページに詳しい内容を記載しています。) (報告第28号から第31号までは7・8



11件の協議項目を提案しました。 続審議、7件を決定、確認し、 前回提案した8項目のうち1件が継 新たに

継続審議

協議第3号の2

する。 合併の期日は、平成17年11月7日と 合併の期日について

確 認

協議第35号の1

上下水道事業の取扱いについて 上水道事業の取扱いについては、

とおり新市に引き継ぐ。 上水道施設については、 現行の 次のとおりとする。

- 併後当分の間、 及び加入分担金については、 市において新計画を策定する。 行のとおり新市に引き継ぎ、 上水道事業計画については、 上水道使用料、 現行のとおりと メーター使用料 合 新現
- 4 金の徴収方法については、 設分担金)、 各種手数料、 検針業務及び水道料 受益者負担金 合併 (施

- (2)は、次のとおりとする 工業用水道事業の取扱いについて 桃山町工業用水道事業について
- 簡易水道事業の取扱いについては ぐものとする。 は、現行のとおり新市に引き継

(3)

- 1 次のとおりとする。 簡易水道施設については、 現行
- とする。 合併後当分の間、 料及び加入分担金については、 のとおり新市に引き継ぐ。 簡易水道使用料、メーター使用 現行のとおり
- 時に統一する。 金の徴収方法については、 設分担金)、検針業務及び水道料 各種手数料、受益者負担金 合併
- いては、次のとおりとする。 飲料水供給施設事業の取扱いにつ
- のとする。 合併時に補助制度を一元化するも 理する飲料水供給施設については、 継ぐものとする。なお、 ては、現行のとおり新市に引き 銚子ノ口飲料水供給施設につい 神通・中畑飲料水供給施設及び 地元が管
- 徴収方法については、 設分担金)、検針業務及び料金の 後当分の間、 び加入分担金については、 各種手数料、受益者負担金(施 水道使用料、 現行のとおりとする。 メーター使用料及 合併時に

- 統一する
- (5) 次のとおりとする。 下水道事業の取扱いについては、
- 用する。 現行の計画を新市に引き継ぎ運 ついては、新市において策定する。 流域関連公共下水道事業計画に なお、策定されるまでの間は
- 道については、 については、 市に引き継ぐ。 西山地区農業集落排水処理施設 貴志川町特定環境保全公共下水 現行のとおり新市 現行のとおり新



確 認

協議第36号の1

の取扱いについて 各種事務事業(環境衛生関係事業)

- ごみ・し尿関係は、次のとおりと
- 継ぎ運用する。 の間は現行の計画を新市に引き 定する。 合併後、新市において新たに策 一般廃棄物処理計画については なお、策定されるまで
- 一般廃棄物処理施設については、



現行のとおり新市に引き継ぐ。 意の趣旨を尊重する。 ただし、新市において地元同

- び粗大ごみは、合併時までに調 貴志川町及び桃山町の方法を基 本に統一する。 合併後、 ごみ分別及び収集については 一定の周知期間を設け ただし、古紙及
- 使用できるものとする。 町の現行のごみ袋は、合併後も 合併時に統一する。ただし、各 指定ごみ袋の取扱いについては、



- (5) いては、合併時に統一する。 持ち込みごみ処理手数料につ
- 補助事業については、合併時に 及び生ごみ処理機購入に対する ごみ集積施設設置費補助事業 一し実施する。
- のとおりとする。ただし、現在、 制及び収集区域については現行 浄化槽法第35条第1項の許可に る法律第7条第1項の許可及び 可制に移行する方向で調整する。 ては、できるだけ早い時期に許 直営で行っている那賀町につい し尿及び浄化槽汚泥の収集体 廃棄物の処理及び清掃に関す

- ついては、 新市において改めて
- とする。 火葬場・墓地関係は、 次のとおり
- り新市に引き継ぐ。 火葬場については、 現行のとお

の趣旨を尊重する。 ただし、新市において地元同意

料は現行のとおりとする。 併時に統一し、附属施設の使用 台広域施設組合)の例により合 また、使用料は貴志川町 (五色

- 業の存続を検討する。 合併後、利用状況を見ながら事 のとおり新市に引き継ぐ。 祭壇貸付事業については、現行 ただし
- 行のとおり新市に引き継ぐ。たっ霊柩車貸与事業については、現 だし、打田町の霊柩車使用料は 合併時までに調整する。
- 4 おり新市に引き継ぐ。 行わない。 打田町営墓地は、 町営墓地については、 新たな埋葬は ただし、 現行のと
- (3)る。 環境保全関係は、 次のとおりとす
- 1 市においても引き続き実施する。 ついては、 温室効果ガス削減実行計画につ 合併処理浄化槽設置整備事業に 合併時に統一し、新
- 費補助金制度は、 住宅用太陽光発電システム設置 合併時に廃止

いては、

新市において策定する。

確



協議第37号の

事業)の取扱いについて 各種事務事業(商工・観光振興関係

- ては、 めることとし、商工会補助金につい の実情を尊重しながら統合調整に努 な一体性を確保するため、 プレミアム商品券事業補助金につ 商工会については、 新市において調整する 新市の速やか それぞれ
- (3) いて一元化する。 る。なお、制度については新市にお 向で関係団体と調整する。 は、新市においても引き続き実施す 中小企業資金利子補給金について

いては、新市においても実施する方

光協会については、現行のとおりと 営については新市において調整する。 合するよう調整に努める。なお、 観光協会については、合併時に統 ただし、葛城観光協会及び藤崎観 助成等については新市において



(5) りとし、以降は新市において調整す は、合併の翌年度までは現行のとお 観光イベント・伝統行事について

> する。 資源については、 的な管理体制の確立に努めるものと 観光資源のうち町が管理する観光 新市において効率

確 認

協議第38号の1

扱いについて 各種事務事業 (都市計 画事業) 0 取

- 後、策定する。 都市計画マスタープランについて 新市において長期総合計画作成
- とおり新市に引き継ぐものとする。 都市計画事業については、 現行の
- 図る。 とおり新市に引き継ぐものとし、新 市において県と協議の上、見直しを 都市計画区域については、現行の
- 4 都市計画審議会については、合併 時に統合する。なお、 委員構成については、 を基本とし調整を図る。 内とし、任期は3年とする。また、 貴志川町の例 定数は17人以
- に引き継ぐものとする。 制限については、 計画区域内における建築物の建築 現行のとおり新市
- (6) 合併時に統一する。 土砂等による埋立許可については

確 認

各種事務事業 (建設関係事業) 協議第39号の1

0

取



- 見直しを行う。 のとおり新市に引き継ぐものとし、 に統一し、新市において路線認定の 市道路線認定基準については合併時 止手続については、 町道路線の認定、 法に基づき現行 変更手続及び廃
- びにポンプ場及び樋門等の維持管理 については、現行のとおり新市に引 道路占用料、交通安全対策事業並 急傾斜地崩壊対策事業等における
- 整する。 新規事業については新市において調 所は現行のとおり新市に引き継ぎ、 分担金の徴収については、現事業箇 道路新設改良及び維持修繕 (町単
- 独)については、 に引き継ぐ。 現行のとおり新市
- は、現行のとおり新市に引き継ぐも のとし、河川指定については調整す 河川、排水路の維持修繕について
- いても引き続き実施する。 河川等の管理については、 河川法の適用又は準用を受けない 新市にお
- 立に努める。 新市において効率的な管理体制の確 道路施設管理委託業務については、
- 生活環境施設整備補助金について 現行制度を見直し、一元化を図
- 合併時に廃止する 町道整備工事補助金については、

確



協議第40号の1

各種事務事業 (公営住宅事業) の取

とおり新市に引き継ぎ、公営住宅法 に基づき実施する。 公営住宅事業については、 、現行の

経過措置の後、一元化に努めるもの 賃は応益応能によるものとする。 現行のとおりとし、新市における家 くなる住宅については、一定期間の ただし、合併前に比べて家賃が高 なお、家賃については、 合併時は

とおり新市に引き継ぎ、住宅地区改 とする。 良法に基づき実施する。 改良住宅事業については、現行の

経過措置の後、一元化に努めるもの 賃は応益応能によるものとする。 現行のとおりとし、新市における家 くなる住宅については、一定期間の ただし、合併前に比べて家賃が高 なお、家賃については、 合併時は

- については、現行のとおり新市に引 き継ぐものとする。 住宅計画(ストック総合活用計画
- については、現行のとおり新市に引 き継ぐものとする。 きのくに木造住宅耐震化促進事業

確



協議第41号の1

の取扱いについて 各種事務事業(町営バス運行事業)

- を見直す。 行のとおり新市に引き継ぎ、 町営バス運行事業については、 路線等
- 新市及び紀の川コミュニティバス連 絡協議会において検討する。 紀の川コミュニティバスについて 現行のとおり新市に引き継ぎ、



提 案

協議第7号の1

那賀5町新市建設計画のとおりとす 新市建設計画の策定について

『主な骨子・内容

- 新市建設のための基本方針
- 計画の定める期間
- の輪がひろがる文化創造都市』 『元気で安心、自然の中で交流

行政課題に迅速かつ的確に対応で

をめざした基本的な考え方

- 新市の土地利用構想
- 新市発展プロジェクト
- \bigcirc 新市の速やかな一体化、 を図るまちづくり施策 均衡ある発展、 住民福祉の向上 地域の
- 新市が健全な財政運営を図るた め策定した財政計画

提

協議第16号の1

町名・字名の取扱いについて

- る。 新市の名称の後に現行の町名を付し 冠称の「大字」を削除した名称とす 桃山町及び貴志川町については、
- 字」を削除した名称とする。 ては、新市の名称の後に冠称の「大 打田町、粉河町及び那賀町につい

提 案

協議第42号

次の方針に従い整備する。 新市の事務組織及び機構については 事務組織及び機構の取扱いについて

いよう十分配慮する。 室を置き、住民サービスが低下しな ともに、それぞれに支所若しくは分 用するため、本庁機能を分散すると 桃山町及び貴志川町の庁舎を有効活 現在の打田町、 粉河町、那賀町、



きるよう整備する

機構とする。

提 案

協議第43号

の取扱いについて各種事務事業(農林業振興関係事業)

こは、次のとおりとする。 農林業振興関係事業の取扱いについ

- 用する。

 現行の計画を新市に引き継ぎ運
 は、現行の計画を新市に引き継ぎ運
 にする。なお、策定されるまでの間
 は、現行の計画を新市において策
- する。協議会等については、合併時に廃止いては、合併時に再編し、農業振興、と、農業振興地域整備促進協議会については、
- において再編する。
 し、計画策定会議については、新市し、計画策定会議については、新市ては、現行のとおり実施することとの、経営対策体制整備推進事業につい
- 併時に廃止する。 土壌改良補助事業については、合
- ついては、現行のとおり新市に引き金については、合併時に一元化する。金については、合併時に一元化する。

継ぐ。ただし、

平成18年度で事業が

新制度に基づき検討する。終了するため以降については、国



- (8) 果樹対策事業については、現行の 事業については、合併時に廃止する。 事業については、合併時に廃止する。 (7) 打田町ふれあい水田創生事業及び
- は、合併時に一元化する。
 (9) 有害獣被害防止対策事業についてとおり新市に引き継ぐ。
- 新市において調整する。 実施団体への補助金等については、市において引き続き実施する。なお、市において引き続き実施する。なお、
- (11) 農業振興関係団体及び林業振興関(11) 農業振興関係団体及び林業振興関係団体及び林業振興関係団体のとおりとする。なお、団体への補助金等については、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、現行のとおりとする。
- り実施する。 新市においては、県の認証制度によのいては、合併時に廃止する。なお、 12 那賀町特別栽培農産物認証制度に
- (14) 国及び県の農林関係補助事業で合において調整する。(13) 農林産業まつりについては、新市

おいて一元化する。
新たに行う事業については、新市に受益者負担については、継続してい受益者負担については、継続してい

併時に継続している事業については、

(化する。) というでは、新市において一元の、農業施設基盤整備事業(町単独事

提 案

協議第44号

| 英等)の取扱いについて | 各種事務事業(小・中学校の通学区

調整する。新市において状況に応じて通学区域を当面、現行のとおりとする。ただし、小・中学校の通学区域については、

提 案

─協議第45号

扱いについて各種事務事業(学校教育関係)の取

-) に基づき、合併時に統一する。(1) 健康診断については、学校保健法
- (2) 学校の学期制については、合併時(2) 学校の学期制については、合併時においてできるだけとするが、新市においてできるだけとするが、新市においては、合併時にでは、合併時にでは、合併時にでは、合併時にでは、合併時にでは、合併時にでは、合併時にでは、
- 現行のとおり新市に引き継ぐ。

 ③ スクールバス運行事業については、

(4) 学校給食事業は現行のとおり新市(4) 学校給食事業は現行のとおり新市



- (5) 体育文化活動派遣補助事業につい
- 継ぐ。 ついては、現行のとおり新市に引き(7) 私立幼稚園就園奨励費補助事業に
- 時までに廃止する。 粉河町育英事業については、合併
- とする小学生に無償支給する。 新中学1年生及び自転車通学を必要の ヘルメット支給事業については、
- 行のとおり新市に引き継ぐ。 事業については、合併時に統一する。 事業については、合併時に統一する。
- ては、国の制度に準じて実施する。支援及び特殊教育就学奨励費につい2 要保護・準要保護児童生徒の就学



提 案

協議第46号

扱いについて各種事務事業(社会教育関係)の取

- ② 子どもセンターについては、合併 市において新たに策定する。() 社会教育振興計画については、新
- ついては、新市において新たに設置ついては、新市において新たに設置で本目的に沿った事業を検討する。時に廃止する。ただし、新市におい時に廃止する。ただし、新市におい
- る。
 し、新市においても引き続き実施すし、新市においても引き続き実施すき併時までに事業内容を検討・調整
- でに調整する。
- 可能なものは統合できるよう調整に 可能なものは統合できるよう調整に 社会教育関係団体については、団については新市において調整する。 なお、文化祭等のイベント 合する。なお、文化祭等のイベント
- て新たに文化財指定基準を設ける。市に引き継ぐものとし、新市においめ、各町の指定文化財については、新

- するものとする。 使用規程等については合併時に統一市に引き継ぐものとする。ただし、 無 生涯学習センターについては、新
- (1) 図書の貸し出しは原則として現行 のとおり新市に引き継ぐ。 れるようシステムの調整を行う。 れるようシステムの調整を行う。 かとおり新市に引き継ぐ。
- 事業については新市において調整する。 かとおり新市に引き継ぐものとする。 ただし、会館の運営については、合がりまでに調整し、 対し、 会館の運営については、 会館の運営については、 会館の運営については、 会館の運

提 案

る。

協議第47号

(1) 体育指導委員会は、新市において扱いについて各種事務事業(社会体育関係)の取

- では、一ツ振興法に基づき設置する。 スポーツ振興法に基づき設置する。 スポーツ振興法に基づき設置する。
- 合する。
 合する。
 合する。
- (4) スポーツ少年団については、合併

併時までに調整する。(5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、り新市に引き継ぐものとする。なお、

(6) 区民広場設置事業補助金について



提 案

協議第48号

扱いについて各種事務事業(地域審議会等)の取

市町村の合併の特例に関する法律(以市「法律」という。)第5条の4第1項に規定する合併特第1項に規定する地域自治区並びに法第1項に規定する地域審議会、地方自治法第1項に規定する地域審議会、地方自治法第1項に規定するという。)第5条の4第1

提 案

協議第49号

について 各種事務事業 (窓口業務) の取扱い

考慮して、住民サービスの低下を招い 窓口業務については、組織体制を

かないよう努める。

時に統合する。なお、単位団につい

- のとおり新市に引き継ぐ。 窓口業務の時間については、現行
- 時までに調整する。
 サービスの低下を招かないよう合併支所に日直員を置くこととし、住民

 (3) 休日の対応については、本庁及び
- でに調整する。
- し、日直員が対応する。町の例により新市に引き継ぐものと日曜予約役場については、貴志川

提 案

協議第50号

取扱いについて各種事務事業(社会福祉協議会)の

- 新市において調整する。 のとする。なお、補助金については 時に統合できるよう調整に努めるも
- に調整する。 (2) 委託事業については、合併時まで





第7回新市の事務所の位置等検討小委員会審議内容

日 時: 平成16年10月19日(火) 午後1時30分

場 所: 粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室

出席委員: 14名



→ おもな協議(決定・確認)事項 →

町名・字名の取扱いに関すること について

各町でそれぞれ事前に協議したものを小委員会で検討し、決定事項の調整方針(案)を第8回合併協議会へ報告することを確認しました。

報告内容は以下のとおりです。

- (1) 桃山町及び貴志川町については、新市の 名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大 字」を削除した名称とする。
- (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、 新市の名称の後に冠称の「大字」を削除し た名称とする。

【調整方針に基づく各町の表示例】

町 名	表示例			
打田町	(現表示) 那賀郡打田町大字西大井388番地			
	(新表示) 紀の川市西大井388番地			
粉河町	(現表示) 那賀郡粉河町大字粉河412番地			
粉河町	(新表示) 紀の川市粉河412番地			
那賀町	(現表示) 那賀郡那賀町大字名手市場146番地の4			
	(新表示)紀の川市名手市場146番地の4			
₩ .1. œт	(現表示) 那賀郡桃山町大字元381番地			
桃山町 	(新表示)紀の川市桃山町元381番地			
貴志川町	(現表示) 那賀郡貴志川町大字神戸327番地の1			
	(新表示)紀の川市貴志川町神戸327番地の1			

第8回新市建設計画策定検討小委員会審議内容

日 時: 平成16年10月18日(月)午後1時30分

場 所: 打田町保健福祉センター 3 階大会議室

出席委員 : 10名

• おもな協議(決定・確認)事項 •-

新市建設計画(案)について



那賀5町合併協議会から付託された「新市建設計画の策定」について、新市の速やかな一体化、地域の均衡ある発展及び住民福祉の向上を図るための基本目標・将来像の設定やそれを実現するためのまちづくり施策・主要事業、健全な財政運営を図るための財政計画などを盛り込んだ『那賀5町新市建設計画』(案)をとりまとめ、第8回合併協議会へ報告することを確認しました。



第7回新市の事務所の位置等検討小委員会において「アイデア賞」20作品が選ばれ、 次の方々が当選しました。当選者の皆さん、おめでとうございます。

アイデア賞に選ばれた作品と当選者

あがら市	(あがらし)	戸田	多恵子様(打田町)
彩紀市	(あやきし)	馬田	進 司様(粉河町)
紀州市	(きしゅうし)	浜 田	喜代香様(粉河町)
紀水市	(きすいし)	植 松	英 久様(那賀町)
北紀州市	(きたきしゅうし)	井 本	百 合様(桃山町)
紀桃市	(きとうし)	児 玉	君 代様(粉河町)
きのかわ市	(きのかわし)	松 下	一 穂 様(那 賀 町)
紀ノ川フルーツ市	(きのかわふる-つし)	Ш⊞	末 子様(粉河町)
紀の国市	(きのくにし)	矢 田	恵 子様(貴志川町)
紀之都市	(きのとし)	藤本	仁 美様(粉河町)
紀望市	(きぼうし)	西	佳 美様(桃山町)
紀北市	(きほくし)	上 田	健 造様(貴志川町)
きらめき市	(きらめきし)	北 原	里菜様(貴志川町)
五那市	(ごなし)	松 山	絹 子様(粉河町)
四季豊市	(しきゆたかし)	木 下	登 喜様(粉河町)
壽恵廣市	(すえひろし)	辻 岡	良 一様(那賀町)
那五味野市	(なごみのし)	谷口	旬 子様(粉河町)
ニュウ那賀市	(にゅうながし)	坂 🗆	義 夫様(貴志川町)
フルーツ市	(ふるーつし)	森	俊 様(貴志川町)
平和那市	(へいわなし)	木 元	しよの様(那賀町)



(各委員からアイデア賞候補の報告)



(応募者多数の作品は抽選で)

那賀5町合併協議会委員の変更

平成16年10月1日に開催された打田町議会において議会構成の変更が行われ、当協議会の委員が次のとおり変更されました。

委員の変更(5町の議会の議長)

(敬称略)

町 名	新旧の別	氏 名	変更日
打 田 町	新	ひがし もと こう すけ 東 本 耕 輔	平成16年10月1日
	旧	き ど まさ あき 木 戸 昌 明	十八八十八八十八

※委員の変更に伴い監査委員が木戸委員から東本委員に変更されました。

合併協議会開催のお知らせ

第10回 合併協議会

第10回 日川加加 平成16年12月24日(今) 年

目時 平成 16年 12月 24日(金)午後1時 30分から

場所 打田町保健福祉センター 4階 ホール田園